

勤務歴によりがん診療病院連携研修と同等以上と認める基準(詳細)
新旧対照表

(令和4年度診療報酬改定に伴う要件の変更)

新	旧	備考
<p>【病院・診療所薬剤師の勤務歴に関する要件】</p> <p>(2) <u>令和4年3月までは診療報酬の外来化学療法加算1、令和4年4月以降は診療報酬の外来腫瘍化学療法診療料1</u>の施設基準の届出を行っている施設で、がん薬物療法に直近で3年以上従事していること。ただし、従事期間中に最大3年間の中断期間を認める。</p>	<p>【病院・診療所薬剤師の勤務歴に関する要件】</p> <p>(2) 診療報酬の外来化学療法加算1の施設基準の届出を行っている施設で、がん薬物療法に直近で3年以上従事していること。ただし、従事期間中に最大3年間の中断期間を認める。</p>	<p>(追加)</p>